

# 公募型プロポーザルに係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザルによる契約相手方特定の手続きを開始します。

令和5年7月12日

福島県病院事業管理者 阿部 正文

## 1 業務概要

- (1) 業務名 宮下病院建替え基本・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 本施設の新築及び造成、並びに外構整備等に係る基本・実施設計
- (3) 履行期限 契約締結の日から13ヶ月程度を想定

## 2 公募型プロポーザルの内容

技術提案書を特定するための評価基準など、公募型プロポーザルの詳細な内容は、宮下病院建替え基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）による。

## 3 参加資格等

参加者の要件は、評価基準日（令和5年9月8日）において、次の①に掲げる条件を全て満たしている1者又は②に掲げる条件を全て満たしている設計共同体とします。

### ① 1者単独（設計共同体でないもの）

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を福島県知事から受けていること。

イ 建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 評価基準日（令和5年9月8日）に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

カ 延べ床面積1,500㎡以上の建築物（工場、車庫、倉庫、ショッピングセンター、競技場を除く）の実施設計の実績を有する者であること。

- ※1 実施設計実績とは、過去15年間の国内における実績（公共・民間を問わない）で、新築、増築及び改築とし、改修は含まない。
  - ※2 増築又は改築の場合の実績については、当該増改築部分に限る。
  - ※3 設計共同体の構成員（代表者に限らない。）として受注した実績を含む。
- キ 管理技術者は1名とし、意匠・構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当主任技術者（以下「各担当技術者」という。）との兼務は認めない。
- ク 管理技術者及び各担当技術者の資格要件は、以下のとおりとする。
- なお、構造・積算・電気設備・機械設備・土木の担当技術者については、再委託も可能とする。
- ・管理技術者 : 一級建築士
  - ・意匠・構造担当技術者 : 一級建築士
  - ・電気設備・機械設備担当技術者 : 一級建築士又は建築設備士

## ② 設計共同体（設計JV）

- ア 2者又は3者で構成する設計共同体であること。（県外事業者とのJVも可）
- イ 構成員において決定された代表者（以下「代表構成員」という。）は、①ーア～カの全ての要件を満たす者であること。
- ウ 管理技術者は、代表構成員から配置すること。
- エ 構成員は、①ーア（ただし、福島県知事以外の登録も可）～オまでに掲げる条件を全て満たす者であること。
- オ 設計共同体として、①ーキ及び①ークの要件を満たす者であること。
- カ 設計共同体協定書（以下「JV協定書」という。）を締結している者であること。
- キ JV協定書においては、構成員等に係る次の事項を明確にすること。
- ・代表構成員に関すること
  - ・構成員が分担する業務の内容に関すること
  - ・業務が適切に分担されていること
- （一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施しないこと）
- ク 構成員は、本プロポーザルにおいて、①の参加者又は他の設計共同体の構成員となっていないこと。

## 4 手続等

### (1) 事務局

〒960-8043 福島市中町8番2号（自治会館4階）  
福島県病院局病院経営課  
電話：024-521-7228（直通）  
メール：byouinkeiei@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

配布期間：令和5年7月12日（水）から令和5年9月8日（金）正午まで  
本プロポーザルの募集要領及び関係様式等の電子データは、事務局ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/miyashitapuropo.html>

(3) 参加表明書の提出

提出期限：令和5年7月12日（水）から令和5年8月9日（水）正午まで  
提出方法：一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、配達日指定郵便で  
下記へ郵送

〒960-8043

福島市中町8番2号 自治会館4階  
福島県病院局病院経営課 宮下病院建替え基本・実施設計業務委託  
公募型プロポーザル担当者 宛て

(4) 技術提案書の提出

提出期限：令和5年7月12日（水）から令和5年9月8日（金）正午まで  
提出方法：一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、配達日指定郵便で  
下記へ郵送

〒960-8043

福島市中町8番2号 自治会館4階  
福島県病院局病院経営課 宮下病院建替え基本・実施設計業務委託  
公募型プロポーザル担当者 宛て

## 5 その他

(1) 契約保証金

契約相手方となった者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県病院局財務規程第173条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県病院局財務規程第174条第1項第1号から第3号、第5号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。

(2) 契約書作成の要否

要。

(3) 詳細

募集要領による。

## 【関係規程】

### ○ 福島県病院局財務規程

#### (契約保証金の納付)

第173条 契約権者は、契約の相手方をして、当該契約の締結と同時に又はその直前までに、請負代金又は契約代金の額（継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であって、あらかじめ供給を受ける数量を定めずに供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの（以下「単価契約」という。））にあつては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）の100分の5以上（工事（建設、移転又は除去を主たる目的とするものに限る。次条において「建設工事」という。）又は製造の請負契約にあつては、100分の10以上）の額の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、出納取扱金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めさせなければならない。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 第70条第1項各号に規定する有価証券

(2) 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

3～4 (略)

#### (契約保証金の減免)

第174条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が官公署及び管理者がこれに準ずるものと認める法人であること。

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 略

(5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(6) ～ (12) 略